

県産品マーク Q & A

Q 1 : 県産品マークを使用するか使用しないかは、製造会社が決めることで良いのか。

A 1 : 県では、県産品マークを義務付けることはいたしません。使用したい場合に申請することができます。

また、申請を行い承認を受けた場合でも、製造会社の判断で県産品マークを使用しないこともできます。(H25. 2)

Q 2 : 使用承認期限が切れた県産品マークが印刷されたパンフレット等は、使用してよいのでしょうか。

A 2 : 基本的に3年ごとに県産品であるか確認し県産品マークを付与しているものであり、使用期限が切れたものは使用できません。

なお、承認番号部分にシール等を貼付・修正することでパンフレット等を使用することができます。(R2. 1)

Q 3 : 使用承認期間が3年間なのはなぜですか。

A 3 : 社名や住所などの基本情報を最新の状態に保ちたいためです。(R2. 1)

Q 4 : 県産品マークのデータは、どのように提供されますか。

A 4 : エクセルファイルで提供します。印刷上、専門的なデータが必要な場合は、使用承認書受領時に担当へ相談して下さい。

Q 5 : 申請するには、紹介制度に登録されている必要があるのはなぜですか。

A 5 : 県産品製造会社であることが双方とも同じ条件であるため、ホームページにも広く紹介することが有効と考えているためです。(H25. 2)

Q 6 : 使用承認を受けないで使用している者は、どのようになりますか。

A 6 : パンフレット等を配布していた場合は、その回収を指示する場合があります。

また、使用承認を受けていない者の情報を県のホームページに掲載することがあります。(H25. 2)

Q 7 : 県産品マークは、製造会社のホームページに掲載できますか。

A 7 : 掲載できますが、要領第4条の規定どおりです。コピー防止のため、画素を荒くして使用してください。なお、承認番号の掲載は必須となっています。(H25. 2)